

(目的)

第1条 本検討会は、危険物保安技術協会の検査員としての業務を十分行える者が検査員として活躍することを可能とするため所要の検討を行うことを目的とするものである。

(調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第41条の3第1号から第3号までの要件の現状に即した見直し
- (2) 政令第41条の3第4号に基づく総務大臣の認定の運用
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、有識者、専門家等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が任命する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から実施する。